第1回京都府鴨川条例(仮称)検討委員会

議事概要

- 1 日 時 平成18年6月23日(金) 午後1時30分~午後3時40分
- 2 場 所 平安会館 朱雀の間
- 3 出席者 委員7名(川崎雅史、金田章裕、芝池義一、関根英爾、田中真澄、戸田圭一、 槇村久子の各委員)

京都府 2 9 名 (山田啓二知事、土屋光博土木建築部長、角山勇夫土木建築部 技監、中居隆章京都土木事務所長、小泉和秀治水総括室長ほか)

京都市7名(奥村治男建設局水と緑環境部長ほか)

一般傍聴25名

報道機関5社

4 内容

(1)知事あいさつ

- ・鴨川は、府民・市民の憩いの場であり、京都の象徴ともいえる世界に誇る貴重な財産である。その貴重な財産を次の世代へと引き継いでいくという決意を込めて条例制定を考えている。
- ・河川に的を絞った条例は全国に幾つかあるが、都市部の河川で清流を保ち、都市の生活の中のことを考えていく条例は例がなく、画期的な条例になると期待している。
- ・河川整備による安心・安全の確保と自然保護との調和をどこに置くかは、難しい問題であり、議論も分かれるだろうと思う。
- ・京都市との関係も深い川であり、景観の問題、放置自転車の問題など、府市協調して 取り組んでいきたい。
- ・この委員会のような公開の議論によって、府民の合意というものがつくられると思 うので、ありとあらゆる論点をしっかり出して議論を進めていただきたい。
- ・事務局の説明資料には、今日的課題に対して他法令で対応できないもの、かつ京都 府の所管事務であるものについて規制・誘導を行うと書いているが、鴨川に関する ことは、基本的に全て京都府の所管だと考えているので、あまりそのあたりにとらわ

れた協議にならないようにしていただきたい。

・かつて産業廃棄物の条例をつくった際、法律との整合性が大変問題になり、知事の 責任で押し切るべきだということで、かなり法律の中身に踏み込んだ条例をつくっ たことがあるが、後に、産業廃棄物の規制法は、この条例に沿った形で改正された。 京都府の条例の理念、姿勢の方向の正しさを国も認めて法律改正にまで進んだもの である。鴨川の大切さを考えた場合、国の法令で一律に考えられる川ではなく、そこ に条例を規定する意味もあるので、率直なタブーのない議論を展開していただいて、 鴨川が府民の皆さんの合意の中で守れるような条例をつくっていただきたい。

(2)座長選出

金田章裕委員を座長に選出。

(3)事務局説明

別添資料等により、鴨川の現状と課題、条例の基本的方向性について説明。

(4)意見交換

各委員が鴨川における課題・意見等について発言。

(5)座長まとめ

・次回委員会までに、事務局において、各委員に対し本日の発言趣旨及び追加意見の確認をするとともに、欠席の委員に対しても本日の概要を説明の上で、意見を承ることとし、広く意見をいただきながら条例案の作成に取りかかってもらいたい。 その上で、次回は、その案をたたき台として議論することとする。

5 主な意見

【田中委員】

- ・大都市の都市河川で条例をつくるのは大変難しいことだと思う。
- ・小さな地方都市ではいろんな条例をつくっておられるが、京都は外国から訪れる人も 多く、鴨川を見て「さすが歴史都市だな」と思われるような川のあり方が他の都市と は違うと思う。そういう意味で良い条例ができたらと考えている。
- ・1997年の河川法改正以後、今までの治水・利水面の整備に比べて環境面が置き去りにされてきたことが非常に問題視されており、環境面を主軸とした条例を目指していただきたい。
- ・鴨川の流域全体の上流7割が山林であり、上流の森林、河川、自然環境の保全が鴨川を守る基本である。

- ・自然環境と治水というのは、一つのバランスでなかなか議論できないという方もいるが、そうではないと思う。自然環境、例えば森林保全などもやはり治水に大きく関連しており、田畑が減り都市化、コンクリート化されると、治水の危険度が増すことになる。
- ・鴨川の上流は市街化調整区域に指定され、自然環境を開発から守ろうという姿勢が続けられているのに、廃棄物処理場などの住宅より規模の大きい構築物があることは矛盾しており、規制を十分視野に入れていただきたい。
- ・河川の利用行為については、淀川流域でも問題となっているように、迷惑行為か否かの判断基準が非常に難しいが、一方で、市民のマナー、ルールの欠如を感じる。 鳥の餌やり、バーベキュー後のごみの散乱、不法投棄など、市民の意識を変えてもらわないといけないこともあり、条例が行政と市民とのつながり役をすれば、市民の意識も向上していくのではないか。
- ・鴨川は、上流の河川と市街の河川で、環境、形態、特色がそれぞれ異なる。民家のない所は自然環境をどう守るか、例えば自然環境保全地域の設定が考えられる。市街地では、人々の住環境をどう保全していくかが問題となり、このようなゾーニング的な川の見方を条例の中に組み込んでいく必要がある。

【金田座長】

- ・河川の環境のことを考える場合、河川敷の中だけでは完結しない。昭和の大洪水の時、 上流から流れてきた木材や投棄物が橋脚を破壊し、蓄積して被害を大きくしたし、河川 敷から見た両岸の建築物の裏側の問題もある。河川敷を越えて鴨川条例をつくるという 方向性の中では、環境・景観について最も重要なことを条例の中にどのように盛り込む か、非常に難しい問題である。
- ・住民や利用者に、河川敷のあり方、利用の仕方をどのように理解し、協力してもらえるかが問題である。イギリスでは、1950年頃から、都市住民が田舎へ旅行するようになり、都市住民と田舎の人たちとの間で軋轢が起こった。そこで、カントリーコードとかカントリーサイドコードといった行動規範をつくり、広報活動や教育を熱心に続けている。鴨川のあり方についても、このような方向が望ましいのではないか。

【川﨑委員】

- ・鴨川は、歴史的に、治水と景観、環境も含めたアメニティとの両立が成立した全国で も希少な川だと思っている。
- 例えば、納涼床の下を流れる「みそそぎ川」は、大正期の河道改修で鴨川の中州が取り除かれて流速が速くなり床几形式の納涼床が非常に危険になったため、市民から府への陳情に府が応じて大正6年に開削された。昭和10年以降の改修でもそれが残ったものである。みそそぎ川に関しては、鴨川の余剰排水ということで治水の役割、高瀬川の源流ということで利水の役割、それから納涼床の景観といった総合的な視野を持った試みが、市民と行政の対応関係の中で生まれてきた歴史がある。
- ・鴨川の沿川だけでなく、支川沿川の文化・生活・環境などを含めてトータルで考えて いく必要がある。
- ・京都市でも、「時を超え光り輝く京都の景観づくり審議会」で、高さ規制や屋上緑化 など鴨川の周辺景観を整備していこうと非常に努力されている。
 - より市民に守るべきことを強く意識してもらうためには、鴨川の側からも、大都市の パノラマの広場としてこれだけの景観は守ってもらわないと困るという「川から都市 への景観」を、看板の規制なども含めて広く目を向けて考えることが重要である。府 と市で二重に規制をかけてもよいと思う。
- ・規制ばかりだと鴨川が寂しくなってしまうのではないか。バーベキューなどの迷惑行 為への規制を行う一方で、若者や子供が遊べる場所や、市民が水辺で活動できる拠点 を区域として創造していく必要があるのではないか。

【芝池委員】

- ・鴨川で遊ぶ子供が少ないと感じている。将来の世代に対する責任としては、鴨川の緑豊かで水のきれいな良い環境を守るということがあり、もう一つ、現在生きている我々の課題として、水に親しんで遊ぶというレベルで鴨川を良くすることがあると思う。
- ・格調高い理念部分に比べ、規制部分は格調が落ちて、落書きとか花火を禁止するとかいう話になるわけだが、規制とはそういうものかなと思う。
- ・あまり規制に重きを置かずに、良い環境をつくってそれを我々が享受し、積極的に利 用していけるようにする条例ができればよいのではないかと思う。
- ・先程、知事が言われた権限の問題については、法律家的に考えると、所管事務の範囲 内でしか条例制定はできないのではないかと思う。

【関根委員】

- ・鴨川は、京都の顔とか文化・産業の源とよく言われるが、一般の府民・市民は、その中身をあまり知らないのではないか。鴨川の風景なり生態系を守っていくためには、 教育も重要であると思う。
- ・鴨川が全国から常に注目されていることが、鴨川を守り育てる上で重要だと思うので、 文化、歴史、伝統、鴨川ゆかりの産業、水と文化というものを全国に発信できるよう なソフトな条例であってもいいのではないかと思う。
- ・白河法皇の話のように確かに鴨川は暴れ川であったであろうから、治水も重要な柱で あると思う。水と文化を考える中で、鴨川が全国からあるいは中央官庁から注目を集 めるような条例であってほしい。

【戸田委員】

- ・気候変動の影響などにより短時間に狭い流域でまとまった雨が降る傾向が強く、鴨川 でも危険は十分あるということを強く認識する必要がある。
- ・鴨川は、街の真ん中を流れ、特に丸太町以南から七条、八条あたりまでが一番流れに くい。市街地は勾配がきついために流れが速いので、水があふれたからといって避難 などとてもできない。また、車などが流されてしまうことも考えられる。
- ・最も重要でかつ危ないのは、地下への浸水である。河原町、木屋町界隈や、ゼスト御池、ポルタなど地下街へも水が入ってくることが想定されるので、こうした危険性を 重要な要素として考えていただきたい。
- ・府市の連携に特に期待する。

ソフト的対策として、ハザードマップ、避難、救助など京都市の防災対策との連携がある。また、合流式下水道の問題について、河川と下水道の連携がある。 2 年前に白川の大雨で急に鴨川の水位が上がったということは、町の水も鴨川に流れ込むことに他ならないので、河川と下水道との連携が必要である。

このような連携の問題について、条例の中でうまく進められたらよいと期待している。

【槇村委員】

・鴨川は、京都市の中心にありながら低層住宅と緑という非常に珍しい風景を持つ河川

である。普通、都市河川では高層建築があったりするが、その意味で特異な景観を持っていると思う。

- ・鴨川の歴史的文化的価値を外部の人にどう説明するのかを考える必要がある。歴史的につくられてきた保存すべき価値と、新しく付与していくべき、つくっていくべき文化、歴史という価値が考えられる。
- ・京都については、河川の中だけでなく、沿道の建築物の話もあるが、比叡山やいろいるなものが見えるといった、非常に大きな景観の捉え方も必要ではないか。全てを規制することは難しいが、ここだけは守るべきという点について、規制や誘導が必要ではないかと思う。
- ・鴨川といっても沿川の地域によって特徴が違うので、区域ごとにどのような景観をつくっていくべきかという視点が必要である。
- ・鴨川には、水と緑と山の連続性がある。そのうちの緑の部分である街路樹も含めて、 川、道路、建築の統一的な沿道の景観をどうつくっていくかの視点も必要である。
- ・鴨川から見たまちづくりについて、府市連携して、より広範囲に自然まで含めて考え、 さらに鴨川を新しく創造していくという視点を何らかの形で条例に盛り込めればよい と思う。

【京都市建設局水と緑環境部 奥村部長】

- ・鴨川の管理問題については、京都市としても関心を持っており、例えば、高瀬川とみそそぎ川で水の調整をしている例などもあり、鴨川だけでなく、そこから派生する川を含めた議論が必要である。
- ・また、高野川についても、鴨川に出町付近で合流しており、鴨川の流域であるから議論 していただきたい。